

地方税財源の充実について

平成 23 年度の地方財政計画において、地方交付税総額は、平成 22 年度に比べて 0.5 兆円増額され、また一般財源総額については、前年度 0.1 兆円増の 59.5 兆円が措置されることとなった。

しかしながら、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足するという事態は改善されていない上、臨時財政対策債も依然として高い水準にあるなど、地方財政制度の構造的な問題解決には不十分であると言わざるを得ない。

また、社会保障と税の一体改革の議論において、地方が果たしている役割を踏まえることなく、国の予算総則で定められた基礎年金、老人医療及び介護のいわゆる高齢者 3 経費に充てる国の消費税の不足分だけに焦点を当てた議論がなされており、極めて不適切である。

このような地方財政の状況を踏まえ、真に地方分権時代に相応しい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

(1) 三位一体改革による地方交付税の不合理的な削減分を復元するとともに、平成 22 年度に閣議決定された国の財政運営戦略において「地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮する」とされたことに沿って、地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。

(2) 法定税率の引き上げによる交付税の増額や、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消等により、必要な地方一般財源総額を安定的に確保すること。

また、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠加算すること。

(3) 地域自主戦略交付金については、二次配分の客観的な指標や配分額など制度の全体を速やかに示すとともに、算定基礎数値等を情報公開し、透明性の高い制度とすること。

また、客観的指標を用いた算定には、社会資本整備の遅れている地域や財政力の弱い地域等への配慮を盛り込み、地方が必

要な事業を着実に実施できるよう総額を確保することに加え、事業規模などによる補助要件や事後チェックなどの国の関与をなくし、地方の自由度向上につながるよう補助金等適正化法の適用除外とすること。

また、将来的には交付金相当額を税源移譲等により、一般財源化すること。

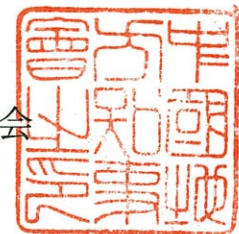
- (4) 国の経済対策に伴い積み立てた基金で、事業期間が平成 23 年度中とされているものの中には、対象事業が限定的であるなどの理由により、全額執行が困難なものもあるため、対象事業の拡大や事業期間の延長など、制度の見直しを図ること。

2 社会保障と税の一体改革

- (1) 社会保障の財源確保に当たっては、高齢者 3 経費に限定した議論とするのではなく、子育て、医療、障害福祉なども含めて、持続可能な社会保障制度が構築されるよう、国、地方を通じた制度のあり方を議論すべきであること。
- (2) 地方は、極めて厳しい財政状況の下、公共事業などの投資的経費の抑制、国を大幅に上回る職員数の削減や独自の給与カットなど徹底した行財政改革により、制度を支えてきた。国民に負担を求める前提として、国においても出先機関の廃止など徹底した行財政改革を行うべきであること。

平成 23 年 5 月 30 日

中国地方知事会



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	二	井	関	成